

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

経 済 局	( 2 5 年 度 )
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>3. 企業立地促進助成金について</p> <p>①操業継続報告書および添付書類の提出について(指摘)</p> <p>各助成金交付要綱には、助成金の交付の指定の取り消し等に係る規定があり、以下のように定めている。</p> <p>「助成金の交付指定を受けたものが、条例第6条助成金の交付の指定の取り消し等に該当する場合の他、次のいずれかに該当すると認められる場合は、助成金交付指定取消し等通知書により、その指定を取り消し、助成金の交付を停止し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象期間の最後の交付決定の通知を受けた日から5年以内に、交付決定の対象となった事業所の事業を休止、廃止又は縮小したとき。</li> <li>・交付決定の対象となった事業所をその事業以外の用途に供したとき。</li> <li>・市税、使用料その他公課を滞納したとき。</li> <li>・事業所の操業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。</li> <li>・操業継続報告書の提出を怠ったとき。</li> <li>・その他市長が助成措置を講ずること又は講じたことが不相当であると認めたとき。</li> </ul> <p>上記の規定は、助成金交付対象事業が助成金交付期間終了後も助成金を交付申請する際の条件等を満たしている必要があることを意味している。この交付期間終了後の事業者の遵守状況を確認できるように、各要綱には以下の規定が置かれている。</p> <p>「助成金の交付を受けた者は、交付対象事業について、操業を開始した日の翌年から、助成対象期間の最後の助成金の交付決定の通知を受けた日から5年を経過するまでの間、操業継続報告書に必要な書類を添えて、毎年8月末までに市長に提出しなければならない。」</p>	<p>指摘を受けた平成24年度分の操業継続報告書及び添付書類が未提出であった企業に対しては、督促を行い、15件全てについて平成26年3月末日までに提出を受け、操業継続の確認を行った。</p> <p>平成25年度分以降については、操業継続報告書の提出が必要な企業一覧を記載した管理表を作成し、提出状況について担当課長がチェックを行い、未提出の企業に対しては督促を行うこととした。</p> <p>また、平成26年度から、最後の助成金交付の翌年から5年間、操業継続報告書の提出が必要であることを記載した文書を毎年通知することにより企業に対して注意喚起を行い、併せて、通知の発送状況について担当課長が管理表に基づきチェックを行い、通知漏れの防止を図ることとした。</p>

平成24年度に操業継続報告書を提出すべき23件の助成金交付対象事業のうち12件については監査実施時点で当該報告書および添付書類が提出されていなかった。また、操業継続報告書を提出した3件(1社)については添付書類が提出されていなかった。

担当部署によると平成24年度は担当者の変更があり引継ぎが十分になされていなかったことおよび助成金関連のファイルが事業者毎になっているため、提出すべき事業者がすべて提出しているか否かのチェックがなされていなかったことによる入手もれとのことであった。

操業継続報告書およびその添付書類は、助成金対象事業が助成金交付期間終了後も要綱に従い継続して操業していることを確認するための書類であり、適時に入手し変更の有無等を確認する必要がある。また、このような定期的に提出される報告書等については、提出の有無を一覧できる管理表等を作成しチェックすることがもれの防止につながるため必要である。

## ②助成金の交付の指定の承継について(指摘)

仙台市商工業振興条例施行規則(以下、「規則」という。)第4条は、「助成金の交付の指定を受けた者から相続、譲渡、合併等により交付対象事業を承継した者が当該指定の要件に適合すると市長が認めるときは、当該交付対象事業を承継した者は、引き続き助成金の交付の指定を受けることができる。」と規定している。

都市型サービス業立地促進助成金交付要綱第12条では、「規則第4条の規定に基づき助成金の交付の指定の承継を受けようとする者は、交付対象事業について、助成金交付指定承継申請書を市長に提出しなければならない。」そして同第13条では「前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、申請者に対し助成金交付指定承継承認書により助成金の交付の指定の承継の承認を行うものとする。」

この審査は、交付対象事業の承継を受ける者が助成金交付要綱の規定を遵守し、助成

指摘を受けた企業に対しては、助成金交付指定承継申請書の提出を求め、申請書の提出を受けて平成26年3月7日に指定の承継の承認を行った。

また、平成26年度から、操業継続報告書の提出を求める通知をするときに、交付対象事業を承継した事実が生じた際には承継申請書の提出が必要であることを併記することにより、企業に対して注意喚起を行い、併せて、操業継続報告書の事業者名と添付書類である納税証明書の事業者名について複数職員で照合を行うこととした。

金の交付目的を達成できるか否か、事業の実質的な継続性を検証することにある。

平成24年度に提出された書類に、操業継続報告書の事業者名と添付書類である納税証明書の事業者名の異なるものが存在した。これは助成金交付対象事業の譲渡が行われ譲渡人の納税証明書が添付されていたことによる。しかしながら、この事業者から助成金交付指定承継申請書は提出されておらず、したがって助成金交付指定承継承認書による承認もなされていなかった。

助成金の交付の指定の承継承認は助成事業の適正性に係る問題であり、承継に係る書類の提出を要求し、改めて承認の手続を取る必要がある。